

草津市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

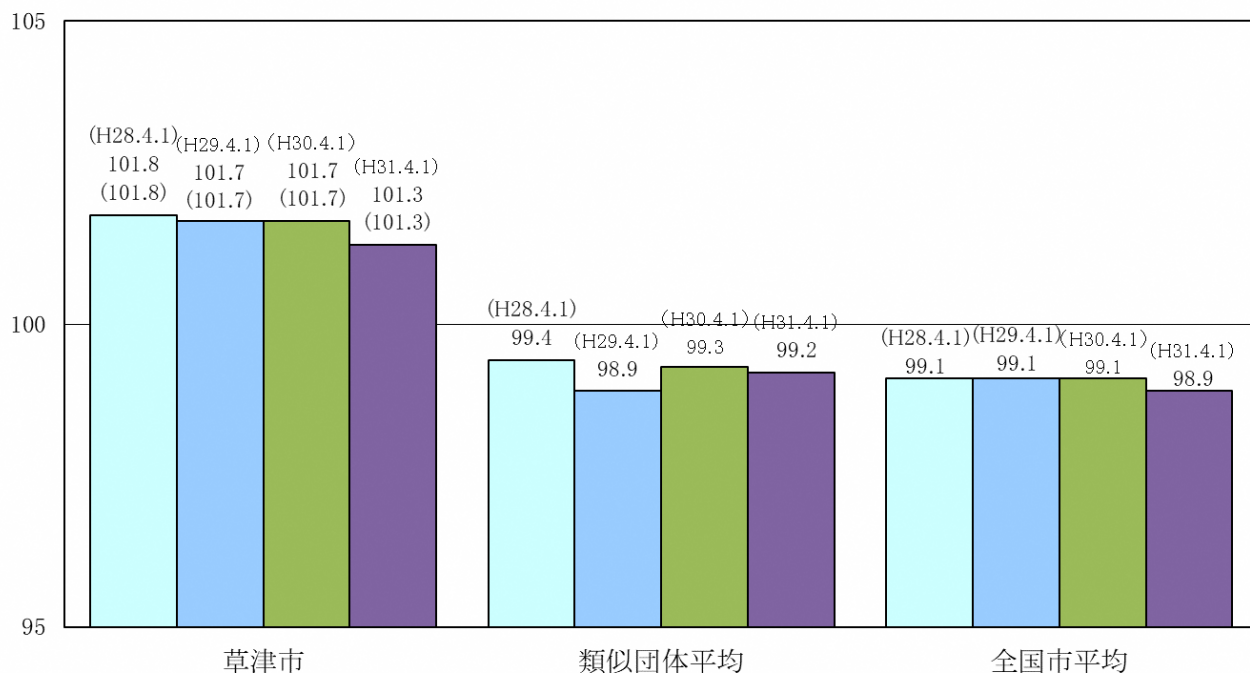
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H29年度の人件費率
H30年度	人 133,975	千円 48,109,190	千円 460,871	千円 7,046,575	% 14.6	% 11.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30年度	人 698	千円 2,292,802	千円 1,021,834	千円 970,718	千円 4,285,354	千円 6,139	千円 6,075

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレ

ス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国家公務員との職員構成や初任給基準が異なることから、ラスパイレス指数が高くなっています。今後も人事院勧告を基本とし、地方公務員制度改革や国家公務員の給与水準を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理に努めてまいります。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	平成31年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
草津市の支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

③その他の見直し内容

【記入例】管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
草津市	38.1歳	299,800円	447,983円	373,015円
滋賀県	42.3歳	320,897円	424,802円	370,548円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	42.2歳	318,013円	403,901円	356,868円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
草津市	52.8歳	6人	290,200円	382,084円	332,067円	—	—	—	—
うち用務員	58.1歳	4人	295,300円	348,900円	334,125円	用務員	55.6歳	211,600円	1.649
県	55.3歳	137人	310,767円	357,469円	341,151円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体	52.0歳	47人	316,662円	358,924円	334,009円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
草津市	—	—	—
うち用務員	5,701,200円	2,883,400円	1.977

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成28～30年の3カ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
草津市	39.1歳	314,600円	430,405円
滋賀県	40.7歳	347,423円	408,229円
類似団体	39.0歳	299,086円	352,414円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		草 津 市	滋 賀 県	国
一般行政職	大学卒	187,200 円	187,200 円	180,700 円
	高校卒	153,000 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	154,900 円	146,000 円	—
	中学卒	132,300 円	134,200 円	—
教 育 職	大学卒	192,900 円	209,100 円	—
	高校卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

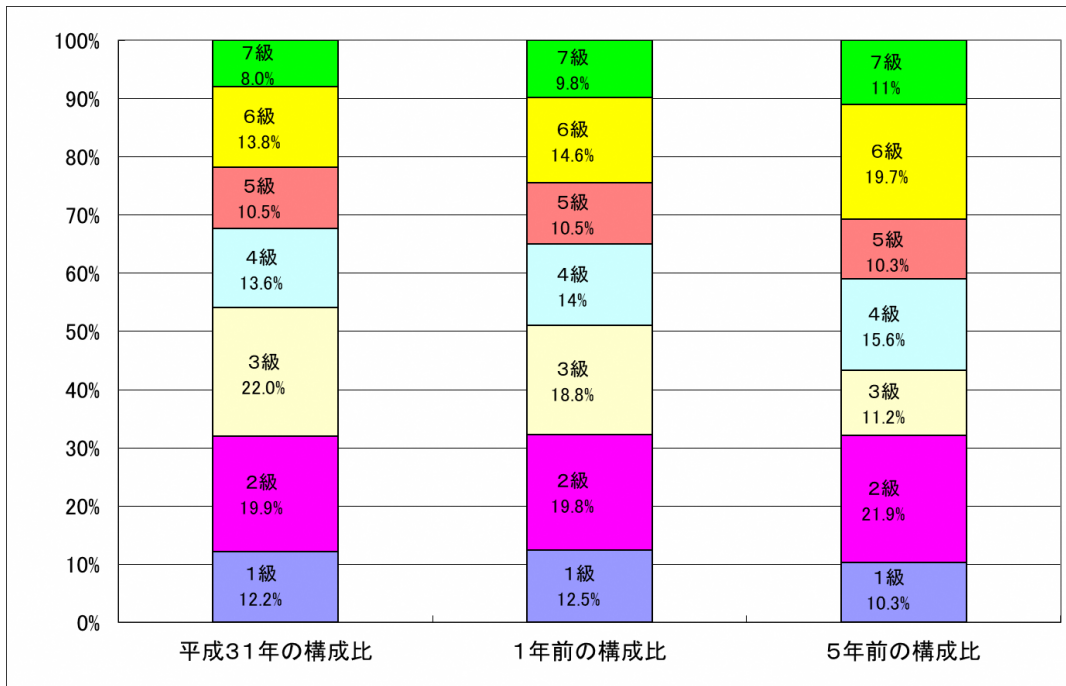
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,400 円	368,115 円	389,675 円	411,742 円
	高校卒	228,000 円	335,950 円	364,500 円	392,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	332,400 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大学卒	264,300 円	368,733 円	— 円	— 円
	短大卒	263,900 円	301,400 円	376,350 円	400,750 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

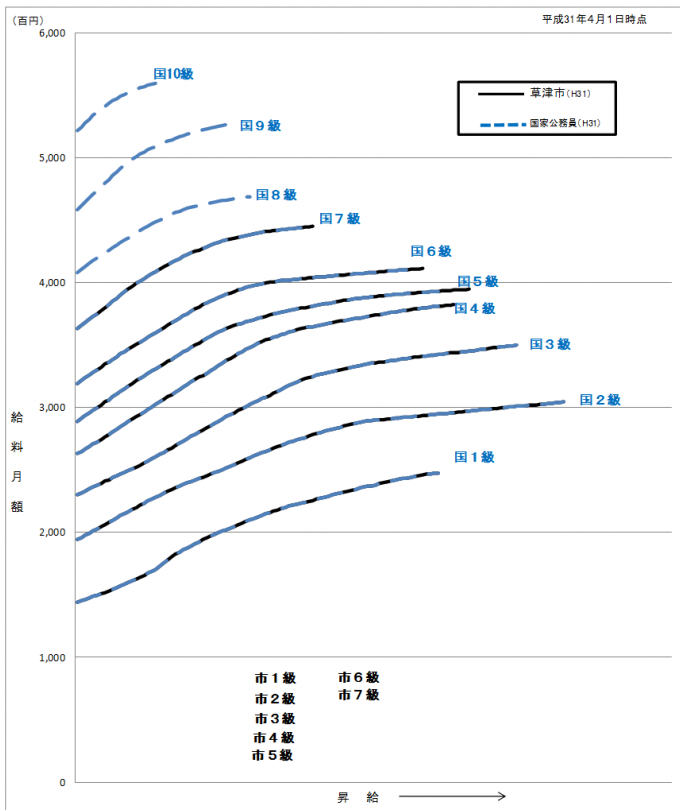
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	部長・副部長・主監	38 人	8.0 %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長	66 人	13.8 %	319,200 円	411,000 円
5 級	課長補佐	50 人	10.5 %	288,900 円	394,600 円
4 級	係長	65 人	13.6 %	263,000 円	382,200 円
3 級	主査	105 人	22.0 %	230,000 円	350,000 円
2 級	主任	95 人	19.9 %	194,000 円	304,200 円
1 級	主事	58 人	12.2 %	144,100 円	247,600 円

- (注) 1 草津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（草津市）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

草 津 市	滋 賀 県	国
1 人当たり平均支給額（30年度） 1,628 千円	1 人当たり平均支給額（30年度） 1,758 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) ・ 役職加算 5～15% ・ 管理職加算 無し	(加算措置の状況) ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（草津市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

草津市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～12%加算） 1人当たり平均支給額 6,763千円 23,085千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～45%加算）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		284,789千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		371,302円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
草津市	10.0%	764人	10.0%
東京都特別区	20.0%	3人	20.0%

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		1,910 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		12,091 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		20.5 %	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害現場出動 手当	(1)草津市地域防災計画に基づく警戒体制において、危険箇所の巡回または監視業務に従事した職員	19 千円	日額 250円
	(2)草津市地域防災計画に基づく警戒体制において、危険箇所の応急作業に従事した職員	－千円	日額 400円
	(3)災害救助法が適用された市町村の区域（草津市の区域を除く。）内において、被災した建築物の調査、災害状況の調査、被災者への保健指導、緊急援助物資の運搬、給水活動または当該市町村の事務遂行の支援に関する業務に従事した職員	26 千円	日額 840円
特殊技能輸送 手当	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる大型自動車により、複数の乗員輸送の業務に従事した職員	－千円	日額 300円
特殊現場作業 手当	(1)土砂の崩壊が予想される危険箇所、労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所または深夜に工事現場等危険な箇所において行う測量、検査または監督等の業務に従事した職員	－千円	日額 300円
	(2)火災現場等へ緊急出動する業務に従事した職員	3 千円	日額 300円
	(3)地上または水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う測量、検査または工事の監督等の業務に従事した職員	－千円	日額 250円
	(4)交通を遮断することなく行う道路上での維持修繕の作業、雪寒対策作業、測量、交通指導または屋外広告物の撤去作業に従事した職員	－千円	日額 250円
福祉業務手当	福祉事務所に勤務し、指導監督または現業を本務とする職員	537 千円	月額 3,000円
精神衛生業務 手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条に規定する指導業務に類する業務に従事した職員	3 千円	日額 300円
公害調査等作 業手当	草津市の良好な環境保全条例第57条の規定に基づく立入検査等または下	－千円	日額 300円

	水道法第12条の2に規定する特定事業場への立入検査に従事した職員		
行旅病人等処置手当	(1)行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条第1項の規定に基づき行旅病人の救護業務に従事した職員	一千円	1件 800円
	(2)法第7条第1項の規定に基づき行旅死亡人の処置に従事した職員	一千円	1件 2,500円
清掃処理業務手当	(1)クリーンセンターに勤務する職員	一千円	月額 5,000円
	(2)公共の場所において廃棄物の収集または処理業務に従事した職員	11千円	日額 500円
火葬業務手当	火葬業務を本務とする職員	一千円	月額 10,000円
		450千円	1件 500円
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、または発生するおそれのある場合において、感染症の患者もしくは感染症の疑いのある患者の収容、救護、指導もしくは発生箇所の消毒または家畜伝染病にかかっている家畜もしくはかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員	一千円	日額 300円
毒劇物取扱手当	毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物等を使用して化学検査もしくは研究に従事した職員または毒物等を直接取り扱う業務に従事した職員	一千円	日額 250円
変則勤務手当	土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律第2条に規定する休日に規則で定める施設で、正規の勤務時間に勤務する職員	314千円	日額 500円
年末年始手当	年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)の期間中で、正規の勤務時間に勤務する職員	40千円	日額 5,000円
園外活動業務手当	遠足、旅行またはこれらに準ずる園外活動において児童を引率して行う指導業務に従事した幼稚園教諭、保育士等	68千円	日額 300円
用地等交渉手当	正規の勤務時間外に、現地において公共用地の取得またはこれに伴う補償業務に従事した職員	2千円	日額 350円
市税業務手当	(1)市税事務に従事し、出張による徴収業務を本務とする職員	301千円	月額 3,000円
	(2)滞納処分による財産の差押えに関する業務に従事した職員	139千円	1件 350円
税外収入業務手当	滞納処分による財産の差押さえに関する業務に従事した職員	一千円	日額 350円
滞納整理手当	市税または市税外収入の滞納整理の	一千円	日額 200円

	ため出張による徴収業務に従事した職員		
--	--------------------	--	--

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	435,052 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	830 千円
支給実績（29年度決算）	411,716 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	803 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 配偶者のない職員の子のうち1人目 10,000円 満16～22歳の子各 5,000円加算。	同		68,559 千円	238,882 円
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給 【支給額】 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円	異	月額12,000円を超える家賃額に応じて支給 月額100円～27,000円	60,213 千円	310,377 円
通勤手当	交通機関の利用者に、1か月あたりの運賃55,000円を限度に支給。交通用具使用者に、距離に応じて4,100～25,200円支給、駐車場利用者に4,000円を限度に利用料金の1/2支給、駐輪場利用者に1,500円を限度に利用料金の1/2支給。	異	交通用具利用者に、距離に応じて2,000～31,600円支給 駐輪駐車場加算なし	63,632 千円	104,485 円
単身赴任手当	公署を異にする異動に伴い、住居を	同		648 千円	648,000 円

	<p>移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて支給</p> <p>月額30,000円～100,000円</p>				
管理職手当	<p>役職により定額の手当を支給</p> <p>最高額：92,000円</p> <p>最低額：59,300円</p>	同		168,923 千円	796,805 円
休日勤務手当	<p>国民の祝日や年末年始の休日等に勤務した場合に支給(135/100,160/100)。</p>	同		4,440 千円	20,000 円
宿日直手当	<p>常直の職員に対して支給</p> <p>勤務した日数が月の1/2を超える場合：21,000円</p> <p>勤務した日数が月の1/2以下の場合：10,500円</p>	同		－千円	－円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が週休日等に止むを得ず出勤し、かつ、その振替が困難な場合に支給</p>	同		702 千円	12,538 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	926,000円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,073,000円 / 462,500円	
	副 市 長	779,000円 ()	881,000円 / 553,000円	
報 酬	議 長	558,000円 ()	660,000円 / 452,000円	
	副 議 長	492,000円 ()	620,000円 / 390,000円	
	議 員	443,000円 ()	590,000円 / 370,000円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(30年度支給割合) 3.35月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×支給割合(41/100)×在職月数 給料月額×支給割合(31/100)×在職月数	(1期の手当額) 18,223,680円 11,591,520円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

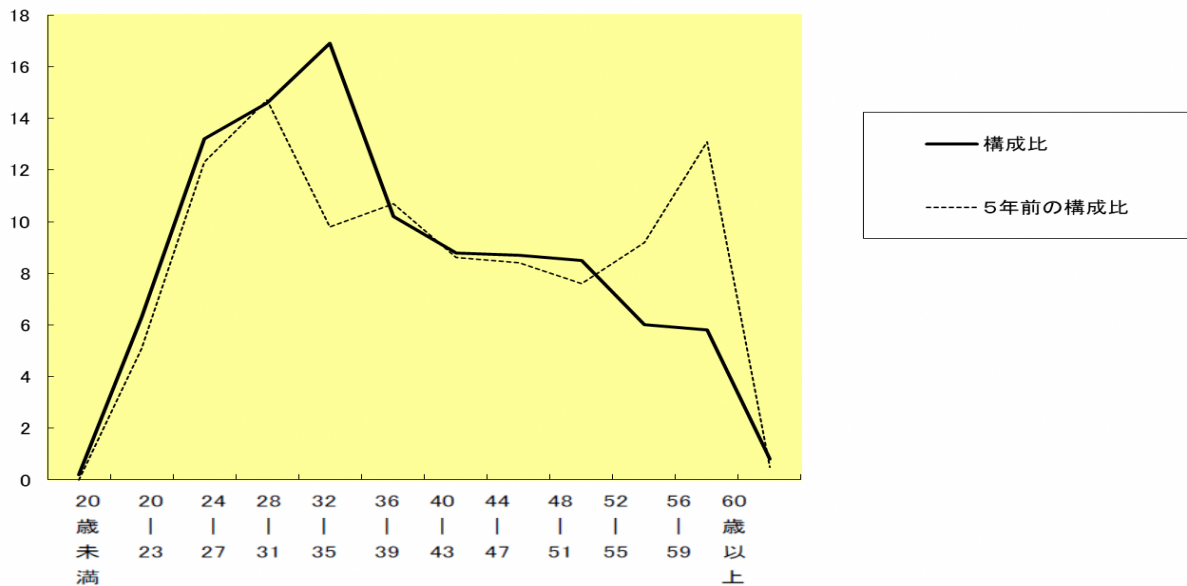
部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成30年	平成31年		
普通会計部門	一般行政部門	議会総務企画	6	6	0	青少年健全育成に関する事業を教育員会事務局から移管
		税務	139	140	1	
		民生	33	33	0	
		衛生労働	209	212	3	
普通会計部門	一般行政部門	農林水産	53	54	1	青少年健全育成に関する事業を教育員会事務局から移管
		商工	1	1	0	
		土木	16	16	0	
		計	11	11	0	
普通会計部門	小計	104	102	▲2		
普通会計部門	教育部門	572	575	3	<参考> 人口1万当たり職員数 42.92人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 48.37人)	
普通会計部門	小計	126	138	12	子どもの育成や細やかな支援体制の構築を図るため	
普通会計部門	小計	698	713	15	<参考> 人口1万当たり職員数 53.22人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.78人)	
公営企業等部門	水道下水道その他	水道	39	36	▲3	
		下水道	11	12	1	
		その他	34	34	0	
公営企業等部門	小計	84	82	▲2		
合計			782	795	13	<参考> 人口1万当たり職員数 59.34人
			[790]	[790]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)

%



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	2人	50人	105人	116人	134人	81人	70人	69人	68人	48人	46人	6人	795人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	554	552	562	550	572	575	21 (3.7%)
教育	119	123	124	132	126	138	19 (16.0%)
普通会計計	673	675	686	682	698	713	40 (5.9%)
公営企業等会計計	75	79	80	86	84	82	7 (9.3%)
総合計	748	754	766	768	782	795	47 (6.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道・下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算（水道事業）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
H30年度	千円 2,109,587	千円 331,569	千円 274,973	% 13.0	% 12.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 54,380 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	参考) 市町村平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30年度	人 38	千円 144,287	千円 51,625	千円 64,280	千円 260,192	千円 6,847	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 決算（下水道事業）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
H30年度	千円 3,195,446	千円 382,781	千円 86,402	% 2.7	% 2.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 46,982 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	参考) 市町村平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30年度	人 16	千円 56,039	千円 28,493	千円 24,418	千円 108,950	千円 6,809	千円 6,113

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

ウ 特記事項
特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
草 津 市（水道）	46.7	361,620円	574,181円
市町村平均（水道）	44.3	340,929円	514,169円
草 津 市（下水道）	41.0	313,285円	567,375円
市町村平均（下水道）	43.0	337,379円	508,852円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（平成31年4月1日現在）

草津市（水道・下水道事業）	草津市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（30年度） 1,692千円（水道事業） 1,526千円（下水道事業）	1人当たり平均支給額（30年度） 1,628千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無し	(加算措置の状況) ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無し

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

普通会計にて、一般行政職と同様の制度で支給（普通会計4-(2)参照）

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算：水道事業）	15,636千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成30年度決算：水道事業）	411,473円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
草津市	10%	38人	10%

支給実績（平成30年度決算：下水道事業）		6,150 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成30年度決算：下水道事業）		384,376 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
草津市	10%	16人	10%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算：水道事業）		495 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算：水道事業）		41,233 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度：水道事業）		31.6 %	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員・対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
変則勤務手当	浄水場に勤務し、土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律第2条に規定する休日に、正規の勤務時間に勤務する職員	365 千円	日額 500円
停水処分手当	草津市上水道事業給水条例第35条の規定に基づく停水処分の業務に従事した職員	1 千円	1件につき 350円
年末年始手当	年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の期間中で、正規の勤務時間に勤務する職員	130 千円	日額 5,000円
災害現場出動 手当	草津市地域防災計画に基づく警戒体制において、危険箇所の巡回または監視業務に従事した職員	1 千円	日額 250円

支給実績（平成30年度決算：下水道事業）		2 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算：下水道事業）		513 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度：下水道事業）		25.0 %	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員・対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害現場出動 手当	草津市地域防災計画に基づく警戒体制において、危険箇所の巡回または監視業務に従事した職員	2 千円	日額 250円

※上記のほか、草津市職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する特殊勤務手当を支給することができます。

オ 時間外勤務手当

	水道事業	下水道事業
支給実績（平成30年度決算）	14,447 千円	13,474 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	516 千円	962 千円
支給実績（平成29年度決算）	14,154 千円	12,887 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	472 千円	920 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 配偶者のない職員の子のうち1人目 10,000円 満16~22歳の子各5,000円加算。	同		(水道事業) 千円 4,976	(水道事業) 円 171,578
				(下水道事業) 千円 1,721	(下水道事業) 円 172,125
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給 【支給額】 家賃額に応じて支給 月額100円~30,000円	同		(水道事業) 千円 2,979	(水道事業) 円 229,154
				(下水道事業) 千円 2,201	(下水道事業) 円 244,600
通勤手当	交通機関の利用者に、1か月あたりの運賃55,000円を限度に支給。交通用具使用者に、距離に応じて4,100~25,200円支給、駐車場利用者に4,000円を限度に利用料金の1/2加算、駐輪場利用者に1,500円を限度に利用料金の1/2支給。	同		(水道事業) 千円 3,740	(水道事業) 円 109,999
				(下水道事業) 千円 1,191	(下水道事業) 円 85,061
管理職手当	役職により定額の手当を支給 最高額: 92,000円 最低額: 59,300円	同		(水道事業) 千円 7,096	(水道事業) 円 788,467
				(下水道事業) 千円 3,740	(下水道事業) 円 934,950
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した全時間について支給する			(水道事業) 千円 3,891	(水道事業) 円 389,145
				(下水道事業) 千円 —	(下水道事業) 円 —